

令和〇〇年〇〇月〇〇日

文化庁長官 様

添付書類を含めて飛驒市担当に
3部提出ください。

住所 飛驒市古川町本町2番22号
氏名 飛驒 太郎

史跡姉小路氏城跡の現状変更（登山道改修※行いたい行為を記入）について

下記のとおり、文化財保護法第125条第1項の規定により、史跡江馬氏城館跡の現状変更をしたいので、関係図書を添えて申請します。

記

1. 史跡の種別、名称

種 別	史 跡
名 称	姉小路氏城跡 古川城跡 小島城跡跡 野口城跡 向小島城跡 小鷹利城跡

2. 指定年月日

昭和55年3月21日（令和6年2月21日追加指定）

2. 指定年月日

令和6年2月21日

3. 史跡の所在地

岐阜県飛驒市古川町高野字城山1861番地1 他120筆

4. 所有者の氏名又は名称及び住所

名 称	飛驒市 他 107名
住 所	岐阜県飛驒市古川町本町2番22号

5. 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

なし

6. 管理団体の名称及び所在地

名 称	飛驒市
住 所	岐阜県飛驒市古川町本町2番22号

7. 管理責任者の名称及び住所
なし

8. 許可申請者の氏名及び所在地
名称及び代表者氏名 飛驒 太郎
所在地 飛驒市古川町本町 2 番22号

9. 現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更等）を必要とする理由
※記載内容を飛驒市担当に確認ください。

（例 1）登山道改修の場合

既設登山道の危険個所に木階段を設置し、道迷い等防止のための誘導サインを設置したい。

（例 2）森林間伐の場合

森林除伐を行い、山内を明るくし、土壌を回復させ健全な森林とするため。

（例 3）屋根トタン張り替えの場合

屋根面積50㎡の全面においてトタン板を張り替える。色や形状に変化は無い。

10. 現状変更の内容及び実施の方法

※記載内容を飛驒市担当に確認ください（多い場合は「詳細別紙一覧表のとおり」

とし記載して別紙一覧表を添付）。

（例 1）登山道改修の場合

登山道の危険個所 2 ヶ所に木階段を設置。木階段は径○cm×長さ○cmの丸太を使用し、最大10cm程度掘削の上、両側2ヶ所に木杭（径○cm×長さ○cm）を打ち込む。誘導サインは、径○cm×長さ○cmのアルミ支柱に○cm×○cmのアルミ複合板を取り付ける。基礎はコンクリートブロックを取り付けて据え置きとする。

（例 2）森林間伐の場合

除伐面積5000㎡。3本に1本程度の割合で計200本ほど元切りする。搬出はケーブルで行う。

（例 3）屋根トタン張り替えの場合

屋根面積50㎡の全面においてトタン板を張り替える。色や形状に変化は無い。

11. 現状変更等により生ずべき景観の変化・史跡へ及ぼす影響

※記載内容を飛驒市担当に確認ください。

（例 1）登山道改修の場合

階段及びサイン設置位置は既存の登山道上であり、過去の分布調査によって遺構が存在しないことが判明しているため、史跡への影響はない。サインの仕様についても、形状・色彩ともに景観になじむ茶系色で統一するため景観への悪影響は無い。

（例 2）森林間伐の場合

伐採は元切りであり、掘削を伴わず、搬出も掘削を伴わないケーブルを使用するため、史跡への悪影響は無い。また、除伐のため景観への影響も無い。

(例3) 屋根トタン張り替えの場合

工事に伴う掘削は無く、史跡への悪影響は無い。色や形状の変化はないため景観への悪影響も無い。

1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定時期

※余裕を持った終了日を記入ください（予定より早く終了することは問題ありませんが、延びる場合は変更の届出が必要になります）。

着手日 許可のあった日から（○月中頃の着工を希望）
終了日 令和○○年○○月○○日（予定）

1 3. 現状変更等に係る地域の地番及び所有者

※全ての地番をご記入ください（多い場合は「別紙一覧表のとおり」とし記載して別紙一覧表を添付）。

地 番 飛騨市古川町○○
所有者 飛騨 太郎

1 4. 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名及び住所又は名称並びに事務所の所在地

※未定の場合は「未定」と記入ください。

名 称 史跡株式会社
代表者 史跡 太郎
所在地 飛騨市古川町○○

1 5. その他参考となるべき事項

※記載事項（関係する現状変更、他の法令の申請等）がある場合があるため、飛騨市担当に記載内容を確認ください。

添付書類

※1～3は必須です。4～5は必要な場合があります。

- (1) 現状変更等の設計仕様書及び設計図（平面図・断面図等）
- (2) 現状変更に係る地域及びこれに関連する地番及び地ぼうを表示した実測図
- (3) 現状変更等に係る地域の写真
- (4) 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- (5) 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- (6) 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書